

様式第 6 号(第 4 条関係)

誓 約 書

年 月 日

神 石 高 原 町 長 様

[奨 学 生]

〒

住 所

氏 名

印

(生年月日： . .)

[父 母 等]

住 所

氏 名

印

(生年月日： . .)

[連帯保証人]

奨学生との続柄_____

住 所

氏 名

印

(生年月日： . .)

奨学生との続柄_____

住 所

氏 名

印

(生年月日： . .)

私は、神石高原町医療従事者育成奨学金を 年 月 から 年 月
分まで月額 円及び入学支度金 円を借り受けるに当たり、
奨学生として神石高原町医療従事者育成奨学金貸付条例、神石高原町医療従事者育成奨
学金貸付条例施行規則及びその他の指示を堅く遵守することはもとより、奨学金の返還
その他全ての義務を誠実に履行することを誓約いたします。

- ※・ 連帯保証人の印鑑証明書及び市町村民税の納税証明書を添付してください。
- ・ 奨学生が未成年者（20歳未満）の場合には、父母等の欄に自署及び押印をして
ください。

奨学金振込口座届

金 融 機 関 名						店 舗 名					
銀行・農協 金庫・組合						本店・支店 本所・支所					
預金種別		口 座 番 号				口 座 名 義 (奨学生本人の名義に限ります。)					
普通 (総合)											
ゆう ちょ 銀行	通 帳 記 号 (6桁目がある場合は*にご記入ください。)					通帳番号 (右詰め)					

■ 奨学金の貸付けに係る事項

- (1) 奨学金の貸付は、金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。
- (2) 奨学金の貸付けは、4月分から6月分までは4月(初年度は5月とする。)に、7月分から9月分までは7月に、10月分から12月分までは10月に、1月分から3月分までは1月に貸し付けるものとします。
なお、入学支度金は、5月に振り込まれる奨学金と合算して貸し付けます。
- (3) 奨学生は、毎年度4月20日までに毎学年末の学業成績表(研修医は在職証明書)を提出しなければなりません。
- (4) 奨学生は、次の事由に該当するときは、速やかに届出を行ってください。
 - ①氏名又は住所を変更したとき。
 - ②休学したとき。
 - ③退学したとき。
 - ④停学その他の処分を受けたとき。
 - ⑤復学したとき。
 - ⑥転学したとき。
 - ⑦臨床研修を中止し、又は休止したとき。
 - ⑧臨床研修を再開したとき。
 - ⑨大学若しくは養成施設を卒業したとき又は臨床研修を修了したとき。
 - ⑩連帯保証人の住所若しくは氏名を変更したとき、又は連帯保証人を変更したとき。

- (5) 次の事由に該当するときは、奨学金の貸付けを停止し、又は休止します。
- ①大学又は養成施設の課程を休学したとき。
 - ②大学又は養成施設の課程において停学の処分を受けたとき。
 - ③臨床研修を中断することとなったとき。
 - ④奨学生の学業若しくは臨床研修の成績又は性行が不良となったと認められるときにおいて、その改善の見込みがあると認められるとき。
 - ⑤奨学生であることを辞退したとき。
 - ⑥心身の故障又は学業成績不振のため、大学又は養成施設の課程の履修若しくは臨床研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ⑦卒業又は課程の修了に見込がなくなったとき。
 - ⑧医療従事者として町内の医療機関等に勤務する意思を有しなくなったとき。
 - ⑨第1号から第8号までに掲げるもののほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) 奨学金の貸付けを一時停止された者がその事由がなくなり届出をしたときは、奨学金の貸付けを再開することができます。

■ 奨学金の返還に係る事項

(1) 奨学金の返還の免除

- ①次の要件を満たした場合は、奨学金の返還が全額免除されます。

ア 医学生及び研修医

臨床研修を終了した日の翌日以降において、奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間、神石高原町内の医療機関等に勤務したとき。

イ 看護学生等

資格取得後、直ちに神石高原町内の医療機関等に勤務し、奨学金の貸付けを受けていた期間の1.5倍に相当する期間、継続して勤務したとき。

- ②学生及び研修医は、臨床研修を終了した日の翌日以降において、また、看護学生等は、必要な資格を取得し、直ちに町内の医療機関等で勤務した場合は、勤務年数に応じて、奨学金の一部を免除されます。

(2) 奨学金の返還

- ①借用証書は、貸付終了時に連帯保証人の連署及び押印の上、提出してください。
- ②奨学金の返還は、月賦、半年賦、年賦又は一括のいずれかの方法を選択して返還していただきます。奨学金を延滞すると、神石高原町医療従事者育成奨学金貸付条例施行規則第22条に規定する金額が延滞金として課せられます。
- ③奨学金の返還は、貸付期間が満了した月の翌月又は奨学金の貸付けが中止され、若しくは奨学金の貸付けを辞退したことにより奨学金を借り受けられなくなった月から起算して6月を経過した後10年以内に返還してください。
奨学金の返還を猶予されている奨学生は、返還の猶予期間を終了した月の翌月

から起算して6月を経過した後10年以内に返還してください。

④借用証書提出後、返還計画に基づく返還明細書等を送付します。

⑤返還期日前に、貸し付けされた奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。その際には、1か月前までに神石高原町へ連絡してください。

⑥ア 奨学金の貸付期間中及び貸付終了後、本人、本人の父母等及び連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき又は連帯保証人を変更するときは、直ちに神石高原町へ届け出てください。なお、連帯保証人を変更する場合は、新連帯保証人の印鑑証明と市町村民税の納付証明書が必要です。

イ 本人が前項の届出を怠ったため、神石高原町が本人から最後に届出のあった氏名及び住所に宛てて通知又は送付書類を発送した場合には、延着し、又は到着しなかったときでも、通常に到着したものとします。

⑦本人が債務（貸付けを受けた総額、延滞金及び督促費用）の返還を延滞し、神石高原町から書面による期限の利益を失う旨の通知を受けてもなお滞納を解消しない場合は、債務全額について期限の利益を失うとともに、本人の父母等及び連帯保証人、は直ちにこれらの債務について返還する義務が生じます。

⑧本人が死亡したとき又は心身に著しい障害によって返還することができなくなったときは、本人、本人の父母等又は連帯保証人からの申請により未返還額の全部又は一部を免除することがあります。

⑨ 本人、本人の父母等又は連帯保証人が割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行に至までの法的手続をとることがあります。なお、手続に要した費用は本人、本人の父母等又は連帯保証人（滞納者）の負担となります。

■ 連帯保証人に係る事項

連帯保証人は、本人が本誓約書によって負担する一切の債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については関係法令、本誓約書及び借用証書等に従わなければなりません。

本人が奨学金の返還を延滞すると、返還未済額の返還を連帯保証人に請求することがあります。また、強制執行に至るまでの法的措置を採る場合もあります。

■ 誓約書を提出後、本人控用として写しを送付しますので、貸付けが終了し、借用証書を提出するまで大切に保管してください。